

## 三宅島の噴火警戒レベルの判定基準の改定について

三宅島の噴火警戒レベルの判定基準を一部見直しました。

気象庁は、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準を見直しています。

今般、三宅島（東京都）について、最新の科学的知見を反映するなど、噴火警戒レベルの判定基準の一部を別紙のとおり見直しました。

本日（26日）より新たな判定基準を適用します。

今後も、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

### 【噴火警戒レベル判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの以下のページで公表します。

- ・「噴火警戒レベルの判定基準」のページ

[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level\\_kijunn/keikai/levelkijunn.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikai/levelkijunn.html)

気象庁 地震火山部 火山監視課 担当 中村、今野  
電話 03-6758-3900（内線 5186、5211）